

木津川市保育所等紙おむつ納入等業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

本市の公立・民間の保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）に対して紙おむつ等の提供を行うことにより、保護者及び保育士等の負担軽減を図るため、納入等業務を適切に実施できる提案者を公募型プロポーザル方式により選定（以下「本プロポーザル」という。）し、この事業の契約優先候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

木津川市保育所等紙おむつ納入等業務

(2) 業務内容

別紙「木津川市保育所等紙おむつ納入等業務仕様書」のとおり

(3) 業務場所

木津川市内一円

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年7月から令和9年3月までの9か月間の合計額である。

※提案上限額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。提案見積金額がこの提案上限額を超えた場合は失格とする。

※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

(5) 契約方法

随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「応募者」という。）は、参加表明書及び企画提案書等書類提出期限日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加表明書及び企画提案書等書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は参加を認めないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 木津川市の令和7年度及び令和8年度物品及び役務の提供等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。名簿に登録されていない場合は、

「6 参加申込みの手続き等（1）提出書類」の書類と合わせて次の書類を提出することができる者であること。

- (ア) 登記事項証明書（参加表明書提出前3か月以内発行のもの／写し可。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。
 - (イ) 法人税、消費税及び地方消費税、木津川市税（木津川市税は市内業者に限る）の納税証明書（直近年度発行のもの／写し可。非課税の場合は、これに代わる書類）。
 - (ウ) 法人等の貸借対照表、損益計算書又は収支計算書及び株式資本等変動計算書（直近の決算分／法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年告示第115号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び木津川市税を滞納していない者であること。
- (8) 本件に類似した乳幼児用紙おむつ納入等業務の実績を有すること。

4 スケジュール

項目	年月日
公告	令和8年3月27日（金）
質問受付期限	令和8年4月8日（水）
質問回答日	令和8年4月13日（月）
参加表明書・提案書等提出期限	令和8年4月22日（水）正午まで
1次選定（書類審査）	令和8年4月28日（火）
1次選定結果通知	令和8年5月1日（金）
プレゼンテーション実施日	令和8年5月13日（水）
審査結果通知、契約内容の協議	令和8年5月下旬～

5 質問事項の受付及び回答

- (1) 受付期限
令和8年4月8日（水）
- (2) 受付方法

質問書（様式第1号）により下記あて電子メールにより提出すること。

E-mail:kosodate@city.kizugawa.lg.jp

(3) 回答方法

本ホームページに掲載する。

(4) 質問内容

質問内容は、本実施要領及び仕様書に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

6 参加申込みの手続き等

(1) 提出書類

①参加表明書等

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式第2号	正1部
事業者概要書	様式第3号	正1部、正の写し5部
業務実績書	様式第4号	正1部、正の写し5部
本市における入札参加資格を有しない者の資格審査書類	「3参加資格（2）（ア）～（ウ）」参照	正1部

②企画提案書等

提出書類	様式	提出部数
提案書表紙	様式第5号	正1部、正の写し5部
提案書 ※1、※2	A4 任意	正1部、正の写し5部
業務実施体制	A4 任意	正1部、正の写し5部
工程表	A4 任意	正1部、正の写し5部
見積書 ※3	A4 任意	正1部
紙おむつ等のサンプル ※4		1セット

注）「正の写し」については、全ての書類において提案者を推定することができる情報（事業者名、代表者名、住所、マーク、ロゴ等）を削除して提出すること。

※1 企画提案は、仕様書に基づいた内容とし、紙おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に1枚当たりの単価（税抜）を明記すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。

※2 企画提案書は、A4用紙サイズとし、ページ数は表紙や目次等を除き25ページ以内とする（A3用紙サイズの使用も可とするが、ページ数はA3用紙片面でA4用紙2ページとして取り扱い、当該用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと）。印刷は両面印刷とし、ページ数を付すこと。文字サイズは10ポイント以上で作成すること。

※3 見積書は、仕様書に定める納入予定数量に、紙おむつ及びおしりふきの規格毎に1枚当たりの単価を乗じて得た額の総額（税抜）とし、内

訳の分かるものとする。

※4 紙おむつ等のサンプルについては、Sサイズのテープタイプ及びパンツタイプ各1枚、おしりふき1パックとする。

(2) 提出期限

令和8年4月22日(水) 正午まで

※午前9時から午後5時00分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送(受付期間内に必着させるものに限る。)

(4) 提出先

木津川市役所2階(9番窓口) 保育幼稚園課

7 審査・選考方法

木津川市保育所等紙おむつ納入等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、別表「審査基準」に基づき提案書等の審査を行う。

(1) 1次選定(書類審査)

①期日

令和8年4月28日(水)

②実施方法

- ・提出書類に基づき応募者の参加資格を確認する。
- ・応募者数が4者を超えた場合は、企画提案書等の内容を書類審査し、上位4者に絞り込む。なお、1次選定の評価点は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。
- ・応募者が4者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び提案見積金額が提案上限額を超えた場合には失格とする。
- ・1次選定の結果を令和8年5月1日(金)までに応募者に対して電子メールにて通知する。

(2) 2次選定(プレゼンテーション)

①期日(予定)

令和8年5月13日(水)

②実施方法

- ・時間、場所など詳細については別途連絡する。
- ・所要時間は30分以内(説明20分以内、質疑10分以内)とする。
- ・出席者は3名以内とし、説明は責任者が行うこと。
- ・説明は提案書の内容とし、新たな資料の配布及び使用は認めない。

(3) 審査

提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に審査し、選定委員会において最高評価点を得た者を契約優先候補者として選定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、選定委員会の多数決により選定する。なお、評価

点の合計が6割に満たない場合は、契約優先候補者として選定しない。

(4) 結果通知

プレゼンテーションの審査結果は、契約優先候補者が決定した後、速やかに本審査参加者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

8 契約

審査の結果、契約優先候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本要領3に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は契約優先候補者が本契約を辞退したとき。
- (3) 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

9 欠格事項

次の条件に該当する場合は欠格とする。この場合、提案者の審査を行わず、契約優先候補者とししない。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の内容が示された条件に適合していない場合
- (4) 見積額が提案上限額を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 談合その他不正行為があった場合

10 その他

- (1) 本要領及び仕様書に定めのない事項については、契約優先候補者選定後、双方協議のうえ決定する。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (4) 提出書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- (7) 提出書類について、本件に係る公文書開示請求があった場合は、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）に基づき取り扱うものとする。
- (8) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は

提案者が負う。

(9) 参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。

(10) 本プロポーザルに関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

(11) 審査の経緯、結果に関する質問や異議申し立てについては、一切受け付けないので、これを承諾のうえ応募すること。

11 事務局

木津川市 こども未来部 保育幼稚園課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL : 0774-75-1212 (直)、0774-72-0501 (代)

FAX : 0774-72-0553

E-mail: kosodate@city.kizugawa.lg.jp

別表「審査基準」

評価項目	評価の視点	配点
事業への理解 ・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識があるか	5
提案内容の的 確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されて いるか。	5
	事業を効果的かつ効率的に実施するための提案とな っているか。	5
提案内容の実 現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか	10
納入品等に関 する提案	紙おむつ等の品質等は保護者等のニーズに合ったも のとなっているか	10
	最小発注単位は提示されているか	5
発注・在庫管 理等に関する 提案	発注方法及び在庫の管理方法は、保育士等の負担軽減 に配慮されているか	10
	配送方法が提示されており、各保育所等への配送は十 分に行えるか	5
	誤発注が発生した場合の対応は提示されているか	5
業務実施体制 に関する提案	業務の実施体制・担当者の配置状況が適正で、業務を 適切に実施できるか	5
	配送に係る物流体制は確保されているか	10
追加提案	仕様書以外の追加提案の内容について	5
事業拠点	木津川市内に事業拠点があるか(市内5点、市外3点)	5
価格点	$\text{評価点の満点 (15点)} \times \frac{\text{提案のうち最低見積額}}{\text{自社の提案見積額}}$ <small>(※小数点以下切り捨て)</small>	15
合 計		100